【参考資料】

議案第５７号　朝霞市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例

都市建設部まちづくり推進課

１　提案する理由

「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」に基づき、一時利用料金及び定期利用料金の改定を行います。定期利用料金については、市内料金と市外料金を新たに設定するとともに、利用するラックの上下段で料金に差を設け、上段は下段よりも安価な料金設定といたします。ただし、朝霞駅東口立体自転車駐車場に関しては、現行の管理システムが古く、新料金の設定が難しいため、現行料金を継続いたします。

また、指定管理者の変更に伴い、自転車等駐車場全１０施設で機械化・ＤＸ化を推進し、２４時間営業とすることで利便性向上を図るため、今回の料金改定を行うものです。

担当
都市建設部まちづくり推進課交通政策係
電話４６３－１５１４